

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農業経営課

| | | | | | |
|------|--|-----------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 法令名 | 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 | 法令番号 | 平成6年法律第46号 | | |
| 手続名 | 農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し | 根拠条項 | 第35条 | | |
| 処分基準 | （農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し） 第三十五条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 一 第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。 二 前条の規定による命令に違反したとき。 三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。 | | | | |
| | 対応 区分 | ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 | 処理 機関 農業経営課 | 交付 機関 農業経営課 | 目次 No. |